

# 妊婦健診費用 差額助成の対象となる事例

- ◆2026年4月1日以降に受診した妊婦健診が対象です。
- ◆自己負担した額以上に助成するものではありません。

## (1) 補助券(追加補助券を含む)を使用して妊婦健診を受診した方

### ① 自己負担額の合計が上限額(15,000円)を下回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券(B)	自己負担(A-B)
2026/3/30	8,500	5,000	3,500
2026/4/5	10,000	5,000+追加券3,000	2,000
2026/4/15	7,500	5,000	2,500
2026/4/25	7,500	5,000	2,500
2026/5/5	8,000	5,000	3,000

⇒ 3月31日までの受診は対象外  
 ⇒ 4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(10,000円)が  
 上限額(15,000円)を下回るため、**差額助成額は10,000円**  
 ※差額助成分のみ申請される場合補助券の提出は不要です。

### ② 自己負担額の合計が上限額(15,000円)を上回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券(B)	自己負担(A-B)
2026/3/30	20,000	5,000+追加券3,000	12,000
2026/4/5	15,000	5,000	10,000
2026/4/15	8,000	5,000	3,000
2026/4/25	8,000	5,000	3,000
2026/5/5	8,000	5,000	3,000

⇒ 3月31日までの受診は対象外  
 ⇒ 4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(19,000円)が  
 上限額(15,000円)を上回るため、**差額助成額は上限の15,000円**  
 ※差額助成分のみ申請される場合補助券の提出は不要です。

## (2) 補助券(追加補助券を含む)を使用せず妊婦健診を受診した方

### ① 自己負担額の合計が上限額(15,000円)を下回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券券面額(B)	自己負担(A-B)
2026/3/30	8,500	5,000	3,500
2026/4/5	10,000	5,000	2,000
2026/4/15	7,500	5,000	2,500
2026/4/25	7,500	5,000	2,500
2026/5/5	8,000	5,000	3,000

⇒ 3月31日までの受診は対象外  
 ⇒ 4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(10,000円)が  
 上限額(15,000円)を下回るため、**差額助成額は10,000円**  
 ※補助券券面額(B)の払い戻しとあわせて申請が可能。  
 ※補助券券面額分の申請については、従来どおり3月31日までの受診も対象のため、  
 25,000円(補助券券面額分)+10,000円(差額助成分)の申請が可能。

### ② 自己負担額の合計が上限額(15,000円)を上回る場合

健診受診日	健診費用(A)	補助券券面額(B)	自己負担(A-B)
2026/3/30	20,000	5,000+追加券3,000	12,000
2026/4/5	15,000	5,000	10,000
2026/4/15	8,000	5,000	3,000
2026/4/25	8,000	5,000	3,000
2026/5/5	8,000	5,000	3,000

⇒ 3月31日までの受診は対象外  
 ⇒ 4月以降の受診のため**対象**

4月以降の自己負担額の合計(19,000円)が  
 上限額(15,000円)を上回るため、**差額助成額は上限の15,000円**  
 ※補助券券面額(B)の払い戻しとあわせて申請が可能。  
 ※補助券券面額分の申請については、従来どおり3月31日までの受診も対象のため、  
 28,000円(補助券券面額分)+15,000円(差額助成分)の申請が可能。